

第 3 9 号議案

八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例設定について

八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市民集会所条例の一部を改正する条例

八王子市市民集会所条例（昭和 5 0 年八王子市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市民集会所	(略)	(略)	市民集会所	(略)	(略)
	同 元八王子市民集会所	同 大楽寺町 4 1 9 番地 1		同 元八王子市民集会所	同 大楽寺町 4 1 9 番地 1
	(略)	(略)		同 恩方市 下恩方民集会所	同 3 3 9 5 番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

